

Vol. 9 欧州の意図的に添加するマイクロプラスチックの制限案とはどのようなものでしょう

2019/2/6NITE ケミマガ 427 号で、【2019/01/30】

ECHA proposes to restrict intentionally added microplastics

→ <https://www.echa.europa.eu/-/echa-proposes-to-restrict-intentionally-added-microplastics>

ECHA は、消費者や専門家により使用される混合物に意図的に添加されるマイクロプラスチック粒子の制限提案を提出した。同時にホルムアルデヒドの制限提案、およびシロキサン D4、D5、D6 の制限提案も公開している、という記事を掲載しました。

この意図的に添加されるマイクロプラスチック粒子の制限提案とはどのようなものでしょう。

2018年5月に、欧州委員会は ECHA に対し、意図的に使用されるマイクロプラスチックを欧州全体で規制するために REACH 附属書 XV の制限ドシエを作成するように依頼しています。これに対応し、ECHA が提出した「REACH 附属書 XV のマイクロプラスチック制限レポートおよびその附属書」に詳細が記載されています。

<https://www.echa.europa.eu/documents/10162/82cc5875-93ae-d7a9-5747-44c698dc19b6> (全 145 頁)

<https://www.echa.europa.eu/documents/10162/decfb48-7240-9aa2-d0fa-7f18582fce36> (全 308 頁)

要約すれば、マイクロプラスチックを 0.01 重量%以上意図的に添加した消費者や専門家が使用する製品の上市を禁止するものですが、禁止を免れたマイクロプラスチックを製造、輸入、または使用する事業者にも一定の執るべき行動や、ECHA への報告義務などが盛り込まれており、これらの事業者にも新たな負担が発生する制限(案)となっています。

～ マイクロプラスチックの意図的使用に関する制限(案)の概要 ～

1. [発効の日]から、物質それ自体、又はマイクロプラスチックを 0.01 重量%以上含む混合物を上市してはならない。
2. この制限の目的で使用される用語：
 - a. 「マイクロプラスチック」とは、固体のポリマー含有粒子からなる材料を意味し、添加剤又は他の物質が添加されている可能性のあるもので、粒子の 1 重量%以上が (i) 全ての寸法が $1\text{nm} \leq x \leq 5\text{mm}$ 、または (ii) 繊維の場合には、長さが $3\text{nm} \leq x \leq 15\text{mm}$ で、長さ対直径の比が >3 であるもの。
 - b. 「マイクロビーズ」とは、混合物中で研磨剤として、剥離、研磨又は洗浄するために使用されるマイクロプラスチックを意味する。
 - c. ～ g. は省略 (※「粒子」「ポリマー含有粒子」「固体」「ガス」および「液体」に関する用語が説明されています。)
3. 2(a)および 2(b)は以下には適用されません：
 - a. 自然に発生するポリマーで、加水分解以外の化学的処理をされていないもの。
 - b. 附属書 X の[暫定]基準に示される生分解性ポリマー。(レポートの表 21 に詳細が記載されています)
4. 1 項は以下には適用されません：
 - a. マイクロプラスチックを含む混合物で、工業用地で使用されるもの。
 - b. 人または動物に使用される医薬品。
 - c. 肥料製品に関する欧州規則(EC) No xxx/xxx で規制される混合物。
5. 1 項は以下には適用されません：
 - a. 含まれるマイクロプラスチックが、環境放出を防ぐための技術的な手段により封じ込められ、そのライフサイクルの終わりに有害廃棄物として焼却または処分される物質または混合物。
 - b. 物質や混合物が使用される時に、マイクロプラスチックの物理的性質が恒久的に変更され 2(a)で示されるマイクロプラスチックの意味を満たさない物質または混合物。
 - c. 使用される時点で、マイクロプラスチックが固体マトリクスに恒久的に組み込まれる物質または混合物。

6 項 a～g は、適用される製品と制限の開始時期を規定しています。7 項では適用が除外される 4(a)、4(b)、および 5 の製品の製造者、輸入者、または川下ユーザーの執るべき行動、また 8 項では 4(a)、4(b)、5(b)、5(c)の製品を使用する川下ユーザーの ECHA への報告義務が規定されています。